

# 長期優良住宅・低炭素建築物の認定申請等の郵送対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当面の間、札幌市への長期優良住宅・低炭素建築物の認定申請等について、郵送での対応を行うこととします。  
また、感染症対策の観点からも、郵送での申請等を推奨いたします。

## ■ 手続きの流れ

- ・別紙の「長期優良住宅等の認定申請の郵送対応フロー」をご確認ください。

## ■ 郵送申請に関する留意事項

- ・郵送事故等について、札幌市は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
- ・郵送を利用する場合、郵送にかかる送料等については申請者負担になります。
- ・「認定申請に係る郵送連絡票」をご確認・記載のうえ、申請郵送時（フロー①）に同封をお願いします。
- ・郵送する場合の申請書等は「信書」になります。必ず、信書便を取り扱うサービスをご利用ください。
- ・書留郵便等、配達等の記録が残る郵送方法をご利用ください。

【参考】信書便取扱可かつ配達記録が残る事業者及びサービス名

（日本郵便の書留、レターパック、佐川急便の飛脚特定信書便など）

- ・郵送前に下記お問い合わせ先へ電話連絡をお願いします。

## ■ 郵送申請の申請日等の取り扱い

- ・札幌市が郵送された申請書を受け付けた日付（フロー④）を、認定の申請日として取り扱います。着工はその日付以降となるよう、郵送にかかる日数を考慮し、余裕をもって申請してください。
- ・審査は申請料の納付を確認（フロー⑨）した日付からとなります。

## ■ 手数料の納付について

- ・申請書の確認後に手数料を確定し、札幌市から納入通知を申請者（委任している場合は代理者）宛に発送します。
- ・納付後速やかに、銀行等の領収日付印がある領収書をFAX等で送信をお願いします（フロー⑧）。またFAX等の確実な受領のため、下記お問い合わせ先へ電話連絡をお願いします。

## ■ 認定通知の郵送を希望される場合

- ・申請書郵送時に、宛名等を記入したレターパック等（信書取扱可かつ配達記録が残る郵送方法）を同封してください。
- ・レターパック等以外を利用される場合は、宅配便取扱事業者が市役所での集荷に対応するかを事前にご確認をお願いします。（こちらの宅配便取扱事業所への持ち込みは行いません。）

## ■ 制度に関すること全般

- ・長期優良住宅について  
(<https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/chouki/index.html>)
- ・低炭素建築物の認定申請について  
(<https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/kankyoushouene/teitanso-top.html>)

## ■ お問い合わせ先

札幌市 都市局 建築指導部 建築確認課（道路確認担当課）  
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎2階  
電話番号：011-211-2864 / FAX番号：011-211-2823